

[解説]

現地調査においては、個別の環境要素についての調査の手法（試料採取、分析、試験法など）や得られた情報の整理又は解析について、法令等により定められた手法がある場合は、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定することを示したものである。

例えば、環境基本法に基づく環境基準や個別法令で定める規制基準等において当該環境要素に係る調査方法や情報の整理の手法が規定されているものがある。

- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を設定するものとする。
- 4 第1項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

[解説]

(1) 環境への影響の少ない調査の方法の選定

環境影響評価は十分な環境配慮を事業の内容に組み込むために実施されるものであり、また、予測及び評価に必要な精度を確保することに努めるのは当然であるが、その現況把握のための調査行為により環境影響を生じるようでは本末転倒になる。同程度の精度の手法が他にあれば、比較的環境影響の少ない手法を選定するほか、特に配慮が必要な、例えば希少生物の調査等にあっては、調査の精度が低くなるとしても調査による環境影響につながらないよう十分に配慮することが必要である。

- 5 第1項の規定による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

[解説]

調査は、予測及び評価を行うのに必要な情報として収集・整理されるものであり、これらの情報がその妥当性も明らかになるよう、正確に整理されること等が重要である。これにより、準備書への取りまとめの効率化、住民等からの意見への適切な対応や、調査内容に関する信頼性の向上にも効果があると考えられる。

文献その他の資料によって調査する場合は、文献名はもとよりそこに記載された情報の調査の前提条件等を明らかにできるようとするということは、そうしたことが明らかでない文献又は資料は採用すべきでないことを意味する。

「希少生物の生息・生育に関する情報」については、詳細な情報の公開は、密猟や乱獲、無用な立入り等を招くおそれも高いことから、必要に応じてその生息・生育地点が特定できないように処理する等、環境の保全上問題を生じないように十分な配慮を行う必要がある。ただし、一般には公開できない情報であっても、情報の出自その他について正確に整理しておく必要がある。

6 第1項の規定による調査の手法の選定に当たっては、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

[解説]

調査すべき情報について他の機関等により継続的に調査が行われている場合において、事業者が行う調査の結果との比較を行うことを明示したものである。

これは、気象や水象などのように長期間の観測結果がある場合には、その結果を調査の結果と比較することにより、より適切な予測及び評価を行うためである。

(例)

○気象

気象官署や国又は地方公共団体による気象観測所（地方公共団体による大気汚染の監視においては同時に気象も観測されている。）の情報

○大気質、水質、騒音、振動など

国又は地方公共団体による長期にわたる定点調査の情報

○道路交通量

道路交通センサス

(環境影響評価の予測の手法)

第11条 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

[解説]

対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定することを明示したものである。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

〔解説〕

環境影響評価の項目は環境影響の重大性等を考慮して選定されるものであることから、調査、予測及び評価の手法に関しても、項目が選定された理由その根拠となつた事業特性、地域特性を踏まえて、適切に選定されることが基本である。これらを踏まえ、予測、評価の目的や評価において必要となる水準等に応じ、最も適切な「予測法」を最新の科学的知見を踏まえた多様な選択肢の中から選定することが必要である。

- (2) 予測の対象とする地域 調査地域のうちから適切に選定された地域

〔解説〕

予測地域の範囲は、調査地域と同様に、予測対象となる情報の特性、事業特性、地域特性等を勘案して個別事業ごとに適切に設定される必要がある。また、予測する必要がある範囲については、必要十分な情報が収集・整理されていることが必須であることから、予測地域は、必ず調査地域の範囲内から設定される必要がある。なお、調査結果によっては調査地域を即予測地域としない場合や、逆に、調査の対象としていない地域への影響が予測されるような場合には、事業予測の必要性から、調査地域の追加を行うこともあり得る。

- (3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

〔解説〕

予測については、工場からの大気汚染や騒音による影響のように、予測地域全体に関して環境の状態の変化等を予測することが可能な場合もある。このような場合には、特に「予測の地点」を設定する必要はないが、これ以外の場合においては、調査地域と調査の地点と同様の考え方に基づき適切かつ効果的に設定する必要がある。

また、「予測の地点」を設定する場合には、調査の地点に準じるのが基本である